

景観条例に基づく「景観づくりの基準」について

※ 景観形成重点地区を除く。(重点地区は市窓口、もしくはHPを参照ください。)

(1) 基本事項

- 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。
- 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。
- 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

(2) 個別事項

1) 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

項目	基準																	
位置	・地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。 ・建築物や工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。 ・敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。																	
形態 及び 意匠	・過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。 ・敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。 ・周辺の町並み等との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。																	
色彩	平成 29 年 4 月 1 日より、 新たに色彩基準が加わりました ・外壁、屋根、工作物等の基調となる色彩は、高い彩度を避け、原則「禁止色」は使用しない。また、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。 ・建築物や工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物や工作物と色相をそろえるなど、建築物や工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。 ・外壁、屋根、工作物等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物や工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。																	
素材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。 ・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。 ・自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。																	
敷 地 の 緑 化	・敷地内は、建築物や工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。 ・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。 ・道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。 平成 29 年 4 月 1 日より、 新たに、敷地の緑化に関する 目安が加わりました。 <table><tr><th>用途地域</th><th>緑化率の目安</th><th>算定式</th></tr><tr><td>住居系</td><td>8～12%</td><td>(1－法定建ぺい率)×20%</td></tr><tr><td>商業系</td><td>4%</td><td>(1－法定建ぺい率)×20%</td></tr><tr><td>工業系</td><td>8～12%</td><td>(1－法定建ぺい率)×20～30%</td></tr><tr><td>その他地域</td><td>6～8%</td><td>(1－法定建ぺい率)×20%</td></tr></table>			用途地域	緑化率の目安	算定式	住居系	8～12%	(1－法定建ぺい率)×20%	商業系	4%	(1－法定建ぺい率)×20%	工業系	8～12%	(1－法定建ぺい率)×20～30%	その他地域	6～8%	(1－法定建ぺい率)×20%
用途地域	緑化率の目安	算定式																
住居系	8～12%	(1－法定建ぺい率)×20%																
商業系	4%	(1－法定建ぺい率)×20%																
工業系	8～12%	(1－法定建ぺい率)×20～30%																
その他地域	6～8%	(1－法定建ぺい率)×20%																
そ の 他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。 ・過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。 ・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。																	

平成 29 年 4 月 1 日より、新たに色彩基準が加わりました

平成 29 年 4 月 1 日より、新たに、敷地の緑化に関する目安が加わりました。

(2) 個別事項

2) 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）

事項	基準
土地の形状	・従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。
土地の緑化	・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。
法面の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

3) 屋外における物品の集積又は貯蔵

事項	基準
集積又は貯蔵の方法	・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
遮へい	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

4) 鉱物の掘採又は土石の類の採取

事項	基準
遮へい	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。
跡地の形状	・地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。
跡地の緑化	・掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

(3) 色彩基準等について

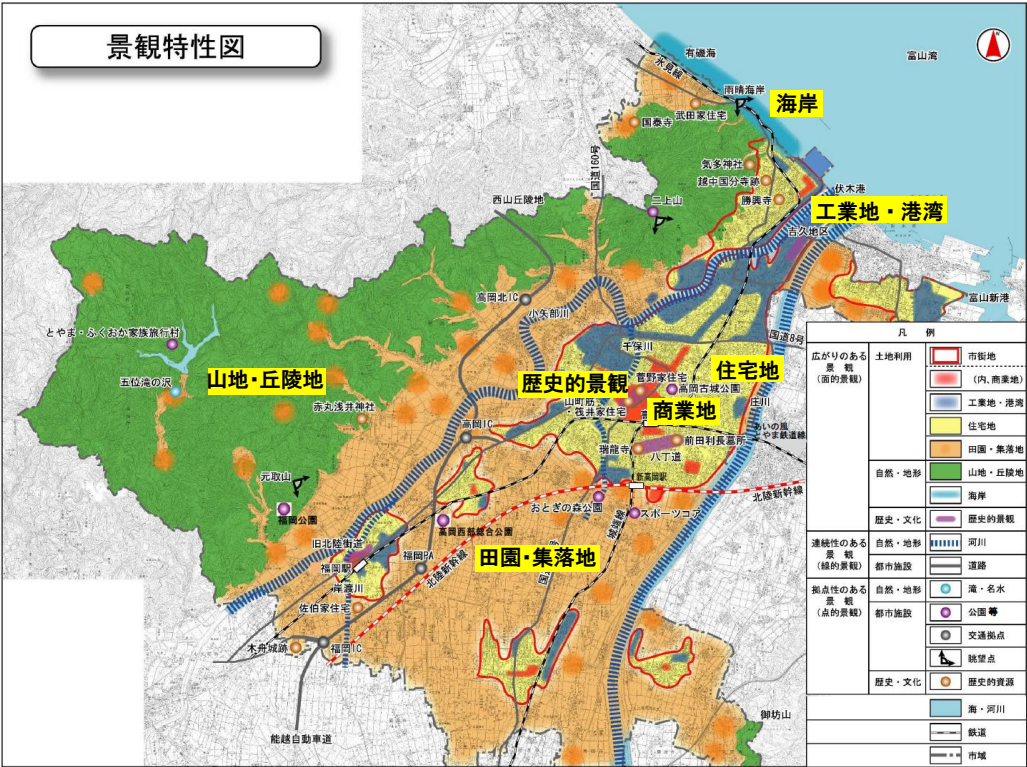
1) 禁止色（基準）

「禁止色」は、町並みの基調となっている色彩との対比が強く、周辺環境に与える影響が大きい色彩であり、右図の地域の景観特性に応じて定めます。

2) 推奨色

「推奨色」は、地域の基調となっている自然景観や町並み景観と違和感が少なく、現況の秩序を保つことが可能な色彩であり、右図の地域の景観特性に応じて定めます。

地域の景観特性図



お問い合わせ先

高岡市役所 都市創造部 景観みどり課 企画係（電話）0766-20-1407